

# せっぺ翔べ

【第14号】

令和5年7月

## 目次

- 令和5年度 通常総会開催…………… 1
- セミナー・研修会…………… 2
- 事業所拝見「せっぺ翔べ わが社」…………… 3
- 辻先生の労働講座 4…………… 5
- シリーズ鹿児島の祭り…………… 7



題字  
宮里一葉



「石橋記念公園」  
写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟

# 令和5年度 通常総会開催

令和5年度通常総会が、6月13日(火)、鹿児島サンロイヤルホテルにて開催されました。

総会には、社労士会員27名が出席(委任状53名)し、会の運営に関して議論いたしました。

審議の結果、議案第1号から第3号まで、すべての議案が原案通り承認されました。

通常総会の審議事項は下記のとおりです。

## (1) 第1号議案

令和4年度事業報告及び

一般会計決算報告承認に関する件(監査報告)

## (2) 第2号議案

令和5年度事業計画(案)及び

一般会計収入支出予算(案)審議に関する件

## (3) 第3号議案

役員改選に関する件

新役員は以下の通りです。

会 長 山野 高廣

副会長 江口 俊彦

理 事 山口 成人

理 事 福留 太和

監 事 豊山 博久

副会長 領家 将公

理 事 南郷 翔吾

監 事 宮崎 玲子

## (4) その他





## 令和5年2月21日 SR研修会

### <1部>『医師の働き方改革について』

講師:社会保険労務士 新屋 尋崇氏

### <2部>『パワハラ、児童・高齢者への虐待防止等について』

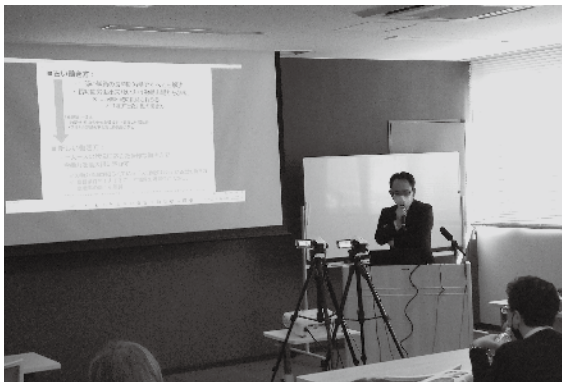
講師:弁護士 大武 英司氏(弁護士法人グレイス)

会場(かごしま国際交流センター)とオンデマンドにて、研修会を開催しました。

第1部では、2024年4月より実施される医師の働き方改革の概要について、充実した資料を使ってわかりやすく教えていただきました。

第2部では、パワハラをめぐる諸問題と虐待をめぐる諸問題についてお話をさせていただきました。そもそもパワハラとは何か、相談に応じて適切に対応するために必要な体制の整備等詳しく教えていただきました。

参加者からも「両講義とも今後活かせる貴重な時間となり、大変ためになった」と好評でした。



## 社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

**保険期間** 2022年12月1日午後4時～2023年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。申込Webサイトへは(有)エス・アール・サービスHPからアクセスできます。※サイバーリスク保険(特約)も好評販売中! 毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



**取扱代理店** 有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873

**引受保険会社** 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153  
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款、有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。)によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

**有限会社エス・アール・サービスホームページ** <http://www.sr-service.jp/>

事業所拜見



せっぺ翔べわが社

## 株式会社スター・トレーディング

〒891-0123

鹿児島県鹿児島市卸本町6-21

代表取締役 桂 豊

TEL 099-263-5171 FAX 099-263-5172

ホームページ <http://sutatore.com>

### 1.現場第一主義

昨今の多様化するニーズにお応えするため、現場第一主義を掲げ良いサービスや価値を提供し、お客様に満足いただける提案を目標とします。

### 2.環境適応優先主義

企業の主となる事業活動を保持しながら、取り巻く社会環境の変化に適応し臨機応変に構築する環境適応優先主義を実とします。



### 3.より快適で活力のある地域社会への貢献

私たちが取り扱う商品は、ほとんどの人に安心して購入していただける価格設定をしています。セーフティシューズや長靴、軽量シューズを主に展開しており、天災による被害を受けたところでの支援活動で活躍するものを提供しています。

支援活動の一端を担うことがスター・トレーディングの社会貢献と考えます。

### ■会社紹介

弊社はスポーツシューズをはじめとする靴の製造を主力事業として、全国で展開させていただいております。本社である鹿児島をはじめ、新潟、東京、名古屋、岡山、福岡に営業所を構え、全国への流通網を持っております。中国全土に独自のネットワークがあり、商品企画から納品まで最短3か月とスピーディに対応致します。また、中間業者を挟まないため最大級のコストカットが可能です。

商品ラインナップは、ブランド「GREENWICH POLO CLUB」をはじめとするスポーツシューズ、歩きやすいカジュアルシューズ、安全かつファッショナブルな作業靴・セーフティシューズ、雨靴、サンダル、スリッパなど多種多様です。履きやすさ、幅などにこだわったシニア向けのカジュアルシューズや介護靴など、福祉の分野にも力を注いでおります。また、スーツケースなどの靴の商品も充実しております。

### ■会社沿革

1999年12月:鹿児島市卸本町にて卸売業として有限会社スター・トレーディング設立

2000年 1月:開業、名古屋営業所を開設

2000年 7月:東京営業所を開設

2004年 1月:新潟営業所及び物流センターを開設

2008年 3月:株式会社スター・トレーディングに商号変更

2013年 5月:福岡営業所及び物流センターを開設

商品ライナップ



スポーツシューズ



作業靴・セーフティーシューズ



カジュアルシューズ



サボシューズ

雨靴



スーツケース



お し ら せ

「第37回オロシティー夏まつり大会」が、下記日程にて開催されることとなりました。

1. 日時:令和5年8月5日(土) 16:00~21:00 小雨決行(延期はございません)
2. 場所:オロシティーホール及び周辺道路上

今回は4年振りの開催となります。  
例年、弊社も出店しており、履物やスーツケースを格安にて販売予定です。  
ぜひ皆さまのご来場をお待ちしております!





# あるある相談室 年次有給休暇(経営者編)

辻先生の  
労働講座

4



## Q&A



**Q1** 1か月後に退職を控えた従業員が退職日まで残った有給休暇をすべて使い、「もう出勤しない」と言っています。引継ぎの問題もあり、とても困っています。認めなければなりませんか？

**A1** 通常は、請求された日に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合、会社は「時季変更権」を行使することができますが、退職間際のまとめ取りについては、これを行わせる余地がないため、認めざるを得ないという結論になります。  
なお、「引継ぎをしない」ことについては、あらかじめ就業規則等に規定しておくことによって、相応の懲戒処分の対象とすることは可能です。

プラスひと言…

日頃から有給休暇の取得促進に努めていただくことが、何よりの具体策かと考えます。

**Q2** 有給休暇を頻繁に取得する従業員について、皆勤手当をカットしたり、ボーナスを減額することはできますか？

**A2** 法律上、「有給休暇取得に対する不利益取扱い」が禁止されていますので、有給休暇を取得したことをもって、賃金の減額等を行うことはできません。

プラスひと言…

職場によっては、有給休暇の取得率が高い方と低い方に分かれることがありますが、できるだけ平等な機会を与えるように配慮することも大切です。一方で、休暇の取得は、周りの従業員の方に一定の負担を与えることにもなります。法律で定められた休暇には、産前産後休業、育児休業、介護休業、生理休暇、子の看護休暇、介護休暇などがありますので、職場の皆さんで「休暇の取得」をテーマに話し合いの場を設けてみてはいかがでしょうか。

**Q3** 当日の朝、電話で「今日は、有給休暇を取得します」との連絡があったのですが、認めなければなりませんか？

**A3** 有給休暇の取得申請期限については、法律上特に定めが置かれていませんが、「時季変更権」の行使を検討する暇がない「当日の朝の申請」については認めないとする(欠勤扱いとする)ことも可能です。

プラスひと言…

なお、絶対的な効力はありませんが、就業規則で「原則として、〇日前までに申請しなければならない」と規定しておくことも、意識づけの意味で有用かと考えます。

**Q4** 店舗は年中無休、従業員は交替制の勤務で働いているため、有給休暇を取得し易い状況になっていません。何か良い方法はありませんか？

**A4** 「計画的付与」制度を導入されてはいかがでしょうか。「計画的付与」とは、就業規則に規定し、労使協定を締結することにより、各人の有給休暇の日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ定めた日を有給休暇として付与することをいいます。

**Q5** 従業員が風邪をひいて欠勤した日について、後から「その日を有給休暇にして欲しい」と言われました。認めなければなりませんか？

**A5** 法律上は、休暇日を事後に指定することはあり得ません。したがって、認めないこととしても差し支えありません。

プラスひと言…

ただし、有給休暇の取得率が思うように上がっていないような場合は、むしろ積極的に認めてあげることも「従業員の定着」という面で望ましいことかと考えます。

**Q6** 「半日単位」で有給休暇の申請があった場合、認めなければなりませんか？

**A6** 本来、有給休暇は1日を単位とするものであるため、「時間単位の有給休暇」制度を導入している場合を除き、「半日単位」で付与する義務はありません。ただし、会社が同意して付与することは何ら差し支えありません。

**Q7** パートタイマーの勤務時間数が日によって異なることがあるのですが、その場合、有給休暇取得日の賃金は、どのように計算すればよいのですか？

**A7** 有給休暇の賃金の支払方法は、①所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金、②労働基準法に規定する平均賃金、③健康保険法の標準報酬月額額の30分の1のいずれかとされています。いずれを使用するかは、就業規則等の定め(③については、労使協定の締結が必要です。)によります。したがって、①としている場合は、その日の所定労働時間に対する賃金を支払わなければなりません。

プラスひと言…

ご相談のケースで、上記①の「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」を支払うこととしている場合は、有給休暇を取得した日によって金額が異なることとなるため、不公平感が出ることは否めません。これを解消しようとするのであれば、「平均賃金」を支払うこととするのも一案です。ただし、あらかじめ就業規則等に規定しておくことが必要となります。

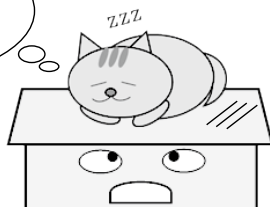
**Q8** 従業員5人の会社のため、有給休暇を取得しづらい状況になっています。申し訳ないので買取りをしたいのですが、差し支えないですか？

**A8** 有給休暇の買上げは、原則として、禁止されています。ただし、①法定日数を上回る日数、②時効(2年)で消滅した日数、③退職時点での未消化日数については、労使間の取決めによって買上げをすることは、必ずしも違法にはなりません。

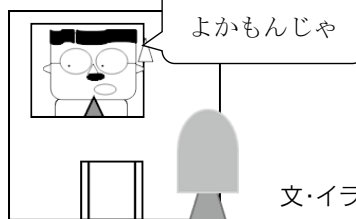
プラスひと言…

少なくとも法律で定められている「年5日の付与義務」は果たさなければなりません。時効で消化しきれなかった分を、長期傷病等で休業するような場合に、特別の有給休暇として付与するルールを作って、再利用できるようにされている会社もあります。

ニャンと  
年中悠遊休暇！



よかもんじゃ



文・イラスト 社会保険労務士 辻 孝男





いしばし きねん こうえん  
鹿児島市 石橋記念公園  
そが かさや  
曾我どんの傘焼き



曾我どんの傘焼きは鹿児島県の三大行事の一つである。

父を殺された曾我十郎・五郎兄弟が夜討ちを行い、松明の代わりに雨傘に火をつけ燃やし仇討ちを果したという故事に由来する。兄弟の出自は鎌倉時代今の関東地方と言われているが、その墓は広く全国にあり、この故事は日本三大仇討ちの一つとされ、広く流布している。

薩摩藩では、藩独自の教育制度「郷中教育」の精神「孝行」や「忠義」といった武士の美徳を重んじる格好の逸話として、江戸時代より行事が行われるようになったと伝えられている。

現在は鹿児島県三大行事保存会が主催運営しており、曾我兄弟の仇討ちが行われたとする旧暦5月28日に相当する7月に石橋記念公園で開催される。

保存会によって苦心して集められた和傘は櫓に高々と積み上げられ、男衆に見守られながら真夏の漆黒の夜を焦がして紅蓮の炎と化し燃え上がる様は、昔も今も時を超えて人々の魂を揺さぶる。

写真提供©K.P.V.B



### 鹿児島SR経営労務センター

編集 会報編集委員会 発行人 山野 高廣  
〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田1-41-8 ユーミーリンクビル202  
Tel:099-258-4466 Fax:099-202-0484